

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	(食と暮らしの安全推進課)	一
○理容師法施行細則の一部を改正する規則	(同)	二
○美容師法施行細則の一部を改正する規則	(同)	五
○文書規程の一部を改正する訓令	(県政情報・文書課)	八
告 示		
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	八
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	九
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	九
○生活保護法による指定施術者の変更の届出	(同)	九
○都市計画の変更	(都市計画課)	一〇
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(警察本部会計課)	一〇
議 会		
○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の施行状況の公表		一〇
教育委員会		
○事務決裁規程の一部を改正する訓令		一一
○教育委員会定例会の開催		一一
選挙管理委員会		
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		一一

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十五号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和三十一年宮城県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。
第六条の二第二項中「相続」を「譲渡」に改め、同条第二項中「合併及び省令第二条の四第一項に規定する分割」を「相続」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 省令第二条の四第一項に規定する合併及び省令第二条の五第一項に規定する分割による地位の承継の届出書は、様式第三号の四によらなければならない。

様式第一号中「」を「」に改め、

「
除籍簿からクリーニング業を譲り
受けたことの有無

有・無

を

削り、同様式中備考4及び備考5を削り、備考6を備考4とする。

様式第一号の二(その一)中「」を「」に改め、

「
除籍簿から書店舗取次店の営業を譲り
受けたことの有無

有・無

を

削り、同様式中備考2及び備考3を削り、備考4を備考2とする。

様式第一号の二(その二)から様式第三号までの様式中「」を「」に改める。

様式第三号の三中「」を「」に改め、同様式を様式第三号の四とする。

様式第三号の二中「」を「」に改め、同様式を様式第三号の三とする。

様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第3号の2 (第6条の2関係)

クリーニング所・無店舗取次店営業承継届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所 氏名 生年月日 年 月 日生
〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

下記のとおりクリーニング所・無店舗取次店の営業者の地位を譲渡により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

1 譲渡人の住所及び氏名 (法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)

Table with 2 columns: 氏名, 住所

2 譲渡の年月日 年 月 日

3 クリーニング所・無店舗取次店の名称 名 称

4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号 若しくは車両番号

Table with 2 columns: 所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号, 車面番号

備考

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。
2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営む場合は、クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、次の事項を記載した書類を提出すること。
(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
(3) 従事者数
(4) 従事者中にクリーニング師のあるときは、その氏名
3 「4」若しくは「車面番号」については、クリーニング所の営業者にあつては所在地を、無店舗取次店の営業者にあつては業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車面番号を記入すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第四号から様式第六号までの様式中「。」を「。」に改める。

様式第七号中「第8条第1項」を「第8条」に、同様式中「。」を「。」に改める。

様式第八号及び様式第九号の様式中「。」を「。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のクリーニング業法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後のクリーニング業法施行細則の規定によるものとみなす。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十六号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則(昭和三十三年宮城県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

省令第二十条の二第二項に規定する譲渡による地位の承継の届出書は、様式第四号とする。

第五条第一項中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同条第二項中「様式第七号」を「様式第八号」に改める。

様式第一号(その一)中「。」を「。」に改め、

Table with 2 columns: 「営業者から理容業を無条件で譲り受けたことの有無」, 有・無

削り、同様式備考1から備考3までを削り、備考4を備考1とし、備考5を備考2とする。

様式第一号(その二)を次のように改める。

様式第1号(その2)(第2条関係)

構造及び設備の概要

1	椅子	脚(5脚以上の場合は、項目4で概要を記入すること)	
2	洗髪台	有(台)・無(理由:)	
3	床面積	作業所:	m ²
		消毒所:	m ²
		待合所:	m ²
		その他():	m ²
		合計:	m ²
4	作業所、消毒所及び待合所の区画	有(概要:)・不要	
5	床・腰板の材質	コンクリート・タイル・リノリウム・その他()	
6	天井の材質		
7	採光・照明	自然・人工(作業面において100ルクス以上)	
8	換気	自然・機械(CO ₂ 濃度5,000ppm以下)	
9	消毒所の概要	洗い場(流水装置) 箇所	器具等の消毒設備 個
		水切乾燥台 個	手指の消毒設備 個
10	器具専用の容器(セット皿等)	個	
11	器具戸棚等(消毒済・未消毒を明示)	未消毒用 個	消毒済用 個
12	救急薬品箱	個(内容物:)	
13	汚物箱・毛髪箱(ふた付きのもの)	汚物箱: 個	毛髪箱: 個
14	便所の手洗い設備(流水式のもの)	箇所	

添付書類

- 理容所の平面図(縮尺等を明示すること。)
- 理容師については、理容師免許証原本の確認を受け、結核、皮膚疾患、その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書を添えること。
- 法第11条の4第1項に規定する理容所を開設しようとするときは、当該理容所の管理理容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類(講習会課程修了証書の写し又は講習会課程修了証明書)を添えること。
- 開設者が外国人のときは、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)を添えること。

様式第一号(その三)から様式第三号までの様式中「」を「」に改める。
 様式第七号を様式第八号とする。
 様式第六号中「」を「」に改め、同様式を様式第七号とする。
 様式第五号中「」を「」に改め、同様式を様式第六号とする。
 様式第四号中「」を「」に改め、同様式を様式第五号とする。
 様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第四号(第4条関係)

理 容 所 開 設 承 継 届
 宮城県知事 殿 年 月 日
 住 所
 氏 名
 生年月日 年 月 日生
 (法人にあつては、その名称、主たる事務所
 の所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり理容所の開設者の地位を譲渡により承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

記

1 譲渡人の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)

氏 名	
住 所	

2 譲渡の年月日

年 月 日	
-------	--

3 理容所の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

備考

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。
- 2 届出者が外国人の場合には、住民票の写しを添付すること。(住民基本台帳法第30条の5に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。
（経過措置）

2 改正前の理容師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の理容師法施行細則の規定によるものとみなす。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十七号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和三十三年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

省令第二十条の二第一項に規定する譲渡による地位の承継の届出書は、様式第四号とする。

第五条第一項中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同条第二項中「様式第七号」を「様式第八号」に改める。

様式第一号（その二）中「」を「」に改め、

「

営業者から美容師を譲り受けたことの有無

」を

削り、同様式中備考1から備考3までを削り、備考4を備考1とし、備考5を備考2とする。
様式第一号（その二）を次のように改める。

様式第1号(その2)(第2条関係)

構造及び設備の概要

1	椅子	脚(5脚以上の場合は、項目4で概要を記入すること)
2	洗髪台	有(台)・無(理由:)
3	床面積	作業所: m ²
		消毒所: m ²
		待合所: m ²
		その他(): m ²
		合計: m ²
4	作業所、消毒所及び待合所の区画	有(概要:)・不要
5	床・腰板の材質	コンクリート・タイル・リノリウム・その他()
6	天井の材質	
7	採光・照明	自然・人工(作業面において100ルクス以上)
8	換気	自然・機械(CO ₂ 濃度5,000ppm以下)
9	消毒所の概要	洗い場(流水装置) 箇所 器具等の消毒設備 個
		水切乾燥台 個 手指の消毒設備 個
10	器具専用の容器(セット皿等)	個
11	器具戸棚等(消毒済・未消毒を明示)	未消毒用 個 ・ 消毒済用 個
12	救急薬品箱	個(内容物:)
13	汚物箱・毛髪箱(ふた付きのもの)	汚物箱: 個
		毛髪箱: 個
14	便所の手洗い設備(流水式のもの)	箇所

添付書類

- (1) 美容所の平面図(縮尺等を明示すること。)
- (2) 美容師については、美容師免許証原本の確認を受け、結核、皮膚疾患、その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書を添えること。
- (3) 法第12条の3第1項に規定する美容所を開設しようとするときは、当該美容所の管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類(講習会課程修了証書の写し又は講習会課程修了証明書)を添えること。
- (4) 開設者が外国人のときは、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)を添えること。

様式第一号（その三）から様式第三号までの様式中「。」を「、」に改める。
 様式第七号を様式第八号とする。
 様式第六号中「。」を「、」に改め、同様式を様式第七号とする。
 様式第五号中「。」を「、」に改め、同様式を様式第六号とする。
 様式第四号中「。」を「、」に改め、同様式を様式第五号とする。
 様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第四号（第4条関係）

美 容 所 開 設 承 継 届

宮城県知事 殿

住 所
 氏 名
 生年月日 年 月 日生
 （法人にあつては、その名称、主たる事務所
 の所在地及び代表者の氏名）

下記のとおり美容所の開設者の地位を譲渡により承継したので、美容師法第12条の2
 第2項の規定により届け出ます。

記

1 譲渡人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者
 氏名）

氏 名	名
住 所	所

2 譲渡の年月日

年 月 日	日
-------	---

3 美容所の名称及び所在地

名 称	称
所 在 地	地

備考

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。
- 2 届出者が外国人の場合には、住民票の写しを添付すること。（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附 則
 (施行期日)
 1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。
 (経過措置)
 2 改正前の美容師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の美容師法施行細則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十五号
 文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和五年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程(昭和四十三年宮城県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。
 第二条第二項中「除き」の下に、「電磁的記録により作成又は取得することを基本とし」を加える。
 第十条第一項第十号及び同条第四項第十号中「電子計算機の入出力装置及び総合文書システムで受信した」を「電磁的記録で受信し、又は送達された」に改める。
 第二十条第二項の次に次の一項を加える。
 3 一の文書を書面及び電磁的記録の双方で取得した場合において、電磁的記録を総合文書システムにより回議したときは、当該電磁的記録を正本とすることができる。

附 則

この訓令は、令和五年十月十六日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六百四十号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和五年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はぎ調剤薬局	大崎市古川大宮七丁目七番二五号	令和四年十一月一日
ひので薬局	加美郡加美町字大門四九一	令和五年二月一日
名取たにぐちクリニック	名取市杜せきのした二丁目五番地の七	令和五年七月一日
マリン調剤薬局 館腰店	名取市植松四丁目一七一一七	令和五年七月三十日
歯科クリニック守	名取市増田三丁目八番六七号	令和五年七月一日
佐々木小児科医院	気仙沼市本郷九番地二	令和五年四月二十日
緑の里クリニック	岩沼市北長谷字畑向山南二七一一	令和五年一月一日
フレンド薬局河南	石巻市須江字館山根一〇七一	令和五年七月一日
小出医院	登米市登米町日野渡内ノ目三二九番地一	令和五年七月一日
ストレスクエア・クリニック ルメート	名取市杜せきのした五丁目二二一一	令和五年七月十六日
東町調剤薬局	栗原市築館伊豆一丁目六一二〇	令和五年七月一日
医療法人清仁会 クリニック	加美郡加美町字大門二〇	令和四年七月一日
本塩釜耳鼻咽喉科クリニック	塩竈市北浜一丁目七一一七	令和五年七月一日
古川青葉調剤薬局	大崎市古川北町一―九一三七	令和五年八月十六日
くるみ薬局	大崎市古川李塚二丁目六一一一	令和五年八月一日
フジ薬局白石店	白石市字銚子ヶ森一〇一四三	令和四年六月一日
スエヒロ歯科医院	柴田郡大河原町大谷字末広四五一一	令和五年七月一日
よこやま医院	加美郡加美町西町七八番地一	令和五年八月一日

遠藤歯科クリニック	大崎市古川中島町一―二八	令和五年八月一日
医療法人S A I 皓世会 さくらデンタルクリニック	富谷市成田四―一―一五	令和五年八月一日
医療法人新中道皮ふ科 クリニック	宮城県利府町新中道二丁目五番一〇号	令和五年六月一五日

○宮城県告示第六百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和五年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一般社団法人栗原市医師 会臨時診療所栗原地域外 来・検査センター	栗原市築館藤木五―一	令和五年四月二十八日
ひがし薬局七ヶ宿	刈田郡七ヶ宿町字関一八四番地一	令和五年四月三十日
たかはし二丁目薬局	多賀城市高橋二―一六―一五	令和五年六月一日
新中道皮ふ科クリニック	宮城県利府町新中道二丁目五番一〇号	令和五年六月十四日
結城記念みなと産婦人科 クリニック	登米市迫町佐沼字小金丁二二番地五	令和五年六月三十日
名取たにぐちクリニック	名取市杜せきのした二丁目五番地の七	令和五年六月三十日
歯科クリニック守	名取市増田三丁目八番六七号	令和五年六月三十日
スエヒロデンタルクリ ニック	柴田郡大河原町大谷字末広四五―一	令和五年六月三十日
東町調剤薬局	栗原市築館伊豆一―六―二〇	令和五年六月三十日
安藤歯科医院	登米市迫町佐沼字小金丁二三	令和五年七月一日

佐々木内科医院	栗原市若柳川北欠二―一―一	令和五年七月一日
アイン薬局本船追店	柴田郡柴田町大字本船追字上町二六―三	令和五年七月三十一日
ふなばさま医院	柴田郡柴田町大字本船追字上町二六番地の三二	令和五年七月三十一日
くるみ薬局	大崎市古川李塚二丁目六―一―一	令和五年八月一日

○宮城県告示第六百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和五年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	三浦クリニック	巨理郡巨理町字新町四〇	令和五年四月一日
変更後		巨理郡巨理町字新町五三―二	
変更前		加美郡加美町字町裏三九五番地一 町裏三九五―四号棟	令和五年八月一日
変更後	よこやま医院	加美郡加美町字西町七八番地一	

○宮城県告示第六百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

令和五年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	変更年月日
徳 佐々木 智		佐々木接骨院	加美郡加美町字赤塚二〇二一	令和五年五月一日
変更後			加美郡加美町裏二一八六一	

○宮城県告示第六百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志津川都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
志津川都市計画区域の全域

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察文書管理サーバ賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年九月十四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 N X ・ T C リース&ファイナンス株式会社仙台支店 仙台市宮城野区苦竹三丁目一番一号
- 五 落札金額 一億二千二百三十四万四千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年七月二十八日

議 会

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第二十一条の規定により、令和四年度における条例の施行の状況の次のとおり公表する。
令和五年十月十三日
宮城県議会議長 菊 地 恵 一

令和四年度

1 公文書の開示請求の件数及び処理状況

受付件数	処 理 状 況						
	開 示	部分開示	非開示	存否応答拒	存否応答不	取下げ	処 理 中
8	8	0	0	0	0	0	0

（注）「存否応答拒」とは、請求のあった公文書の存否を明らかにしない決定を言い、「文書不在」とは、請求のあった公文書を保有していない決定を言う。

2 審査請求の状況

(1) 件数及び処理状況

審査請求件数	処 理 状 況					
	決 定	取 下 げ		審 理 中	そ の 他	
前年度からの繰越件数	当年度の新規請求件数	却 却	下 棄	却 認	容 認	一部認容
0	0	0	0	0	0	0

（注）「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。

(2) 件名及び処理状況

審査請求年月日	件 名	処 理 状 況
	な	し

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令第12号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年十月十三日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第七号13中「聴取」を「徴収」に改め、同号14中「自家用自動車」を「庁用自動車以外の自動車」に改め、「承認」の下に「、運転命令及び報告の徴収」を加える。

附則

この訓令は、令和五年十月十三日から施行する。

○宮城県教育委員会告示第十三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。
なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和五年十月十三日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

一日時 令和五年十月十八日 午後一時三十分

二場所 教育委員会会議室

三事件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十六号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。
令和五年十月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

岩沼西コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

岩沼市吹上地区集会所

岩沼市矢野目地区集会所

岩沼市平等団地地区集会所

岩沼市二木地区集会所

岩沼市志賀地区集会所

岩沼市土ヶ崎集会所

岩沼市矢野目地区中央集会所

岩沼市荒井地区集会所

岩沼市里の杜地区集会所

岩沼市三軒茶屋地区集会所

岩沼市たけくま集会所

岩沼市玉浦西地区西集会所

岩沼市玉浦西地区中集会所

岩沼市玉浦西地区東集会所

東部地区老人憩の家

西部地区老人憩の家

同 市吹上一丁目一〇番三七号

同 市下野郷字北谷地二二五番地の一

同 市平等一丁目四番

同 市二木一丁目四番一七号

同 市志賀字長坂九二番地の二

同 市土ヶ崎三丁目八番一号

同 市下野字館外二番一

同 市荒井八八番四九

同 市里の杜三丁目二一番八号

同 市早股字松原二五三番地の六

同 市たけくま一丁目八番三号

同 市玉浦西二丁目六番一

同 市玉浦西二丁目七番一

同 市玉浦西三丁目一番一

同 市押分字奥山一八七番地の二

同 市たけくま三丁目六番八号